

令和5年第9回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和5年9月7日(木) 午後3時00分から午後3時45分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

| | | | | |
|---|---|----|-----|-----|
| 会 | 長 | 8番 | 宮本 | 敏郎 |
| 委 | 員 | 1番 | 増田 | 榮 |
| | | 2番 | 鈴木 | 憲司 |
| | | 3番 | 長崎 | 光男 |
| | | 4番 | 野村 | 斗士夫 |
| | | 5番 | 長谷川 | 貴子 |
| | | 6番 | 岩井 | 秀喜 |
| | | 7番 | 朝倉 | 友子 |

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する
意見について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

経済環境課課長補佐 猪瀬 泰志

7 農地利用最適化推進委員(3名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（大野茂夫）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和5年第9回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

○議事録署名委員の氏名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、1番増田榮委員、2番鈴木憲司委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について、ご説明させていただきます。

現在、国が進めております農業政策の大きな柱のひとつが、農業の持続的な発展となっております。

近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応するため、その具体化を図る施策のひとつとして農業経営基盤強化促進法が制定されております。

この法律は、今後の農業構造・経済対策の基本的な法律として位置付けられ、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与することを目的としております。

この目的の達成に向け、育成すべき農業経営の目標を明確化するため、千葉県においては基本方針、市町村においては基本構想を策定することとなっております。

なお、基本構想の策定にあたりましては、県の基本方針に則して定めることが規定

されております。

町といたしましては、基本構想に定めた農業経営の目標に向けて、農業経営の改善を計画的に進めるよう農業者の農業経営改善計画を認定し、その農業者への利用集積促進等総合的な支援措置を講ずることになります。

今回の議案につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い農業を担う者の確保・育成や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の追加などにより、基本構想を見直すこととしたものでございます。

基本構想の策定及び見直しにあたりましては、町長は農業委員会及び農業協同組合の意見を聴くことが農業経営基盤強化促進法施行規則第2条において規定されていることから、今回の意見照会となったものでございます。

なお、具体的な内容につきましては経済環境課課長補佐の猪瀬から説明させていただきます。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

それでは、具体的な内容につきまして、お手元の資料に沿って、説明させていただきます。

なお、時間の都合上、抜粋して説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページをご覧ください。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標ですが、この中の1番として農業経営基盤強化の基本的な推進方向ということで、一層の農業振興を図るため、下記項目に重点を置き、令和5年度を基準年度、令和14年度を目標年次とした、農業経営基盤の強化を推進いたします。

1番目の項目は、新たな農業経営体や担い手となる農業経営体の発掘および育成、2番目は農地所有適格法人、集落営農など多様な経営体育成、3番目は6次産業化及び農商工連携、4番目は振興作物の設定と産地化（特産農産物の開発）、5番目はグリーン・ブルーツーリズム及び農商観連携の推進、6番目は農業生産基盤の整備及び更新ということで、町としましては考えて行きたいと思っております。

また、農業振興地域整備計画に則し、農業経営の実態及び社会経済情勢等を見極めつつ、農業地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとします。

2番目として、効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向ということで、2ページをお開きください。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標として、将来、概ね10年後の農業経営の発展の目標を示し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとします。

また、女性経営体の発掘及び育成を推進します。

次に、育成すべき経営体として、認定農業者（個人経営体又は組織経営体）をもって充てることとします。

次に、農業所得を1経営体あたり、520万円程度を想定、また、組織経営体については、520万円×従業員数を想定しております。こちらは県の基本方針に則しております。年間労働時間、主たる農業従事者1人あたりの労働時間でございますが、1,800時間～2,000時間程度の水準を実現するものでございます。

次に、3ページ(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向になりますが、アといたしまして個別経営体の育成方向では、520万円程度の年間労働所得を得る事

の出来る経営体の育成を目指していくものとします。このため、家族協定の締結や、経営の法人化（1戸1法人）を推進して行きたいと考えております。

次に、イ、組織経営体の育成方向でございます。

（ア）水田農業におきましては、学校区、土地改良区又は集落等の単位を基礎に地域を設定し、この地域ごとに農用地を集積し、経営規模の拡大を図りたいと考えております。

（イ）園芸・果樹農業につきましては、園芸団地等の整備により施設の共用化を図り、市場の需要動向に機動的に対応することのできる経営体を育成してまいります。

（ウ）新たな展開としての農業として、主要地方道鎌ヶ谷・本埜線BPの開通等により都市的な開発が進み、町外の都市住民との交流の増加が予想されることから、観光農園や市民農園等の体験型農園、農産物直売等に取り組む農業者を育成して行きたいと考えております。

次に、（4）効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援でございます。

ア 農用地の流動化に係る支援については、（ア）利用権設定等の推進、（イ）農作業受委託の推進を図るものでございます。

イ 資金の支援に関する支援として、農業協同組合等の関係機関と協調し、迅速な融資の実行に努めてまいります。

ウ 補助労働力の確保に係る支援として、農業協同組合による農作業受委託のあっせんや多面的機能支払、農地維持支払・資源向上支払の推進、栄町シルバー人材センター等地域における優良な労働力を確保し得る制度の整備を推進していくものといたします。

エ 農業経営体間の連携に係る支援といたしまして、経営体間の連携により適切な農用地の利用が図られるよう推進していくものです。

オ 農業経営体の資質の向上に関する支援として、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者及び組織経営体等を対象に生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策について、印旛農業事務所や農業協同組合等の関係機関との連携を密にし、重点的に指導して行きたいと考えております。

次に、3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標でございますが、新規就農の現状としまして、近年の新規就農者は、新規学卒の農家子弟ばかりでなく、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化しており、それに伴い就農形態も自家農業の継承だけでなく、新たな部門を起こす場合や、新たに農地等を確保して就農する場合、さらには農業法人へ就業するなど多様化しています。そのため従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大及び園芸作物や振興作物の生産の拡大を図り、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることとしています。

はじめに、ア 育成・確保すべき人数の目標については、年間5人の青年等の農業者確保を目標とします。また、法人は5年間で2法人増加を目標といたします。

次に、イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標につきましては、年間総労働時間、主たる従事者1人あたりの時間ですが、1,800時間～2,000時間程度の水準を確保してまいります。

また、農業経営開始から5年後に1経営体あたり年間農業所得270万円程度の確保を支援してまいります。こちらにつきましても、県の基本方針の中で新規の方につ

いては、この数値を目標にしておりますので、これに則してございます。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組といたしまして、農地、技術・経営等の面について関係機関と連絡を密にし、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導するものでございます。

(4) 農業生産の取組みとしては、水稻を中心としつつも、収益性の高い園芸作物の導入や6次産業化・異業種（商業・工業・観光）との連携により付加価値を高めるなど、多様なスタイルを構築し経営の安定化と持続性の確保を目指し、本町農業の将来像を、生産性の向上と安定した所得確保による持続可能な農業経営の実現と定め、次の四つの目指すべき姿を描いております。

第1 新たに農業経営を営もうとする青年等（新規就農）の受入を重点的に進め、農業協同組合、印旛農業事務所等と連携し、水稻をはじめ園芸作物や果樹の栽培技術の指導及び販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得が確保でき安定的な経営を行っている。

第2 経営体は、印旛農業事務所等が行う実践的講義の実施や視察・研修等に積極的に参加し、新技術の導入、加工品の開発等、安定的な経営体へと成長している、さらには、6次産業化や異業種との連携が進み、多様な経営スタイルにより、持続的な農業経営が確立している。

第3 農地等の持つ多面的機能の維持・向上を図るため、経営者や地域が一体となって、農業施設等の維持及び更新にかかる共同活動が行われ、農村特有の環境が維持され、良好な景観や生活環境が持続している。

第4 地域の担い手となる経営体や新規就農経営体に計画的に農地が集積され、農用地の集団化や経営規模の拡大など農用地の利用の効率化と高度化が促進され、農業生産性が向上している。

この様な姿に将来的にはなっているということで、示させていただいております。

次に、4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向ということで、(1) 優良農地を確保するための基本的な方向として、農業振興地域整備計画における農用地を対象に優良農地として確保する。ただし、広域道路沿線地域または、総合計画及び都市マスタープラン等の町の全体計画において、都市的土地利用を図る必要があると位置付けられている地域については、今後の農業の振興と調整を図って行くものでございます。

次に、(2) 土地基盤整備の基本的な方向といたしまして、大区画汎用水田への整備の促進による、機械利用の効率化を図り、コストの低減を図るものとします。農地中間管理事業、利用権設定促進事業等により、意欲ある農業者への利用集積を推進します。多面的機能支払制度の活用と併せ、ほ場整備地区の維持保全を図るものでございます。

次に、5 農業生産の現状と今後の誘導方策として、はじめに、(1) 水稻部門でございますが、須賀新田、酒直、押付、酒直南部地区及び請方外七大字土地改良区域、和田外四大字土地改良区域、北辺田矢口土地改良区域においては、地域の話し合いをもとに農地中間管理機構を活用した農地集積が進んでいますが、担い手の多くは個別経営体となっています。地域計画を推進するとともに、基盤整備事業、農地中間管理事業、多面的機能支払制度を活用し、ほ場の規模拡大・用排水の維持管理及び更新を促進し、生産効率の向上を図ってまいります。また、環境保全型農業（低農薬、有

機栽培等)等の積極的な導入により、主食用米のブランド化による産地化を図るとともに6次産業化を推進します。さらに、飼料用米、稲発酵粗飼料(ホールクロップサイレージ)、加工用米等への転換を推進して行きたいと考えております。

次に、(2)園芸部門については、既存の農産物、施設園芸作物ですとイチゴ、トマト、花き等と露地作物の黒大豆、レタス、ネギ、キャベツ、蓮根等の生産拡大を図ります。

また、新たな作物や先進的な技術の導入などにより、高品質・高付加価値の農産物の栽培を推進するとともに、回転率の高い軟弱野菜、施設型の花き等都市近郊農業としての立地条件を生かした営農形態に誘導して行くものでございます。

次に、果樹部門ですが、果樹栽培は、キウイフルーツ、ブルーベリー、いちじく等について、直売所への出荷、観光農園への誘導等、多様な経営形態による収入の向上、安定を目指すものとしします。

次に9ページですが、第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標でございしますが、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型については、次の表のとおり示させていただいております。

現在、水稻専作、水稻+加工、水稻+黒大豆、水稻+露地のネギ、水稻+施設イチゴ、水稻+施設トマト、水稻+施設花きを示させていただいております。こちらが、個別経営体でございします。

組織経営体につきましては、水田農業ということで、水稻+黒大豆+ネギの複合的な営農類型で考えております。それぞれ個別経営体と組織経営体の注釈を示させていただいております。

10ページからは、個別経営体及び組織経営体の営農類型ごとに、規模、目標、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等の一例を表にしております。それぞれ520万円の所得が得られるような規模や資本整備等を示していきたいと考えております。

次に、18ページをご覧ください。第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標について、主要な営農類型を例示しており、19ページからは、これに伴う農業経営の指標の例を示させていただいております。

次に、22ページ、第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項についての項目は、新たに記載事項として追加されたものであります。

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方として本町の特産品である米、黒大豆(どらまめ)、イチゴ、トマト及びネギなどの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、印旛農業事務所、農業協同組合、農業委員会、指導農業者等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組むこととしています。

そのほかに 2 市町村が主体的に行う取組 3 関係機関の連携・役割分担の考え方 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供などについて示されています。

次に24ページ、第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項について説明させていただきます。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標については、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標ということで、こちらについては、既に千葉県の基本方針に、栄町の農用地面積に対するそれぞれの目標面積等が示されている経緯がございます。目標シェアにつきましては、栄町は平たん地域にあたり、60%と示されております。この中には農地中間管理機構から借り受けた面積も含まれるものでございます。

次に、2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項ということで、(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状を記載しています。

本町においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできていますが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。そのため、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速することとしています。

(3) 関係団体との連携体制

本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への集約化を促進するため、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、印旛農業事務所等が連携して施策・事業等を推進して行くものとし、連携について明記させていただきます。

なお、この後も25ページ以降43ページまでありますが、このあとについては、人・農地プランから地域計画、農業生産法人から農地所有適格法人など語句の訂正がメインであるため、説明は省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○8番委員（宮本敏郎）

計画は令和5年から何年までですか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

令和14年までの10年間になります。

○8番委員（宮本敏郎）

計画の中で、年間5人の青年等の確保と目標になっていますが、現在の栄町の状況から難しいと思いますが。いかがですか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

実際のところ新規就農の目標5人のレベルには難しいとは思いますが。

○6番委員（岩井秀喜）

新規就農の青年等とは何歳くらいまでを指していますか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

例えば、給付金がもらえる年齢は45歳までですが、その給付金の受給がなければ新規就農者という扱いになります。

○6番委員（岩井秀喜）

新規就農の場合、営農類型を合わせる必要がありますか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

あくまでも農業所得270万円という金額は、就農して5年後の目標所得になります。合わせる必要はありません。

なお、270万円については高校や専門学校または大学を卒業された方の初任給の平均額になり、県で決まっている金額になります。

○8番委員（宮本敏郎）

新規就農者が借り受ける土地については、離農して耕作していない農地を斡旋するのか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

そのように斡旋していきます。

新規就農の例を3種類提示してありますが、水稻専作の場合10haの土地を探すのは難しいですが、畑作または施設野菜については、借り入れ面積は少なく比較的難しくないと考えられます。

○7番委員（朝倉友子）

最近、新規就農された方の営農類型はなんですか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

水稻プラス枝豆などの複合経営が多いです。また、施設野菜のイチゴ専作の方などもおられます。

○7番委員（朝倉友子）

レンコン農家がいたと思いますが経営等の状況はどうですか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

経営等の状況は軌道に乗っていない状況です。

○7番委員（朝倉友子）

新規就農した方の現況調査など町は実施していますか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

実施しています。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

町でレンコン栽培農家は1名と認識しているが他にいるのか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

そのレンコン栽培農家から借り受けて、新規就農でレンコン栽培をしているが、軌道に乗っていない状況です。

○3番委員（長崎光男）

構想ということですが、栄町農業の計画等の一番の上位に位置するものなのか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

そうです。

○3番委員（長崎光男）

栄町の総合計画とはリンクしていますか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

総合計画とはリンクしていません。

○3番委員（長崎光男）

構想には目標など出ていますが、今後この柱ごとにさらに計画等は作成しますか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

作成しません。

○3番委員（長崎光男）

8ページの農産物直売所とはどこを指していますか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

布鎌地区にあります西印旛農協の直売所とドラムの里にあります龍の産直館になり

ます。

○3番委員（長崎光男）

町の園芸部門を推進するにあたり農産物直売所が2か所で賄うということですか。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

直売所の他に、町内や近隣市スーパー内の直売コーナーにも町内野菜などが出荷されております。

多品目の野菜を出荷するとなると市場への出荷は難しいのと、栄町の畑地面積からしても農産物直売所での出荷がメインとなります。

○3番委員（長崎光男）

市場への出荷は難しいのとのことで、直売所出荷ということですがバランスが取れないと思うが。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

イチゴやトマトは市場出荷しておりますが、現状では栄町の農産物直売所には野菜があまり出荷されていない状況ですので、今後は誘導していきたいと考えております。

○4番委員（野村斗士夫）

1ページの第1種兼業農家と第2種兼業農家の言葉の意味をおしえてほしい。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

第1種兼業農家は、農業収入と農業以外の収入で農業収入のほうが多い農家で、第2種兼業農家は、農業以外の収入のほうが多い農家です。

○4番委員（野村斗士夫）

新規就農の所得270万円は少ないと思いますが。

○経済環境課課長補佐（猪瀬泰志）

他産業並みの新卒者の平均年収金額でして、県で決定された金額になります。

○4番委員（野村斗士夫）

物価など高騰しているの最低300万円くらいと思ったものです。

○議長（宮本敏郎）

他に、ございませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

他に、発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

ここまで各委員から出ました意見をまとめて、農業委員会の意見として町に回答し

てよろしいか、採決を取ります。

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について、町に対し、一部意見を付けて回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員よって、議案第1号については、農業委員会として、一部意見を付けて回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第9回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時45分閉会